

運航支援業務(ラインサポーター)に関する規定

制定者	(公社)日本グライダークラブ インストラクターパネル
制定日	2016年10月10日
施行日	2016年10月10日 Ver.01
改訂日	2017年12月10日 Ver.03
改定日	2019年10月07日 Ver.05
改定日	2022年12月27日 Ver.06
改定日	2024年3月23日 Ver.07
改定日	2025年1月4日 Ver.08

1. 目的

学生を含む若年者が日本グライダークラブ板倉滑空場の飛行活動に参加し、グライダースポーツに関する関心・技量の向上・経験などを積む機会として活用され、航空の安全に繋がることを目的とする。

2. 概要

- 1) 参加日の3日前までに参加者より、(公社)日本グライダークラブ運航担当理事に参加者名を連絡する。
参加定員は原則1日あたり1名とする。
- 2) 参加資格 グライダー運航の経験が少なくとも半年以上あり、普通自動車以上の運転免許を所持していること。対象は原則就業前のジュニア世代、大学航空部学生、大学院在籍、留年、就職浪人。
大学航空部部員の場合、監督ないしは部長先生の承認を得ていること。
- 3) 年齢 18歳以上のもの。(18歳未満のものは後見人の同意を文書で提出すること)
- 4) 当日は9時半ごろまでに板倉ハンガーに集合する。
東武日光線午前9時6分藤岡着の電車到着時、クラブ職員が藤岡駅でピックアップする。
- 5) ハンガーに到着後、活動日誌に記入、登録書申込書と誓約書を当日の運航リーダーへ提出して指示を仰ぐ。(書類は年度が変わった場合および資格を変更した場合などに再提出する)
- 6) 運航リーダーはラインサポーター出席簿へ書類をファイルし、必要事項を記入する。

2. 業務

- 1) 機体の組バラシ(滑走路のトレーラーエリア)、ハンガーからの搬出入、発航作業、着陸機のリトリブ、撤収並びに格納後の機体清掃など。
- 2) 搬出入時、土手越えの翌端保持および着陸機の車によるリトリブは、経験がない場合、慣れるまで経験者の指導が必要。
- 3) 事前に JSC オペレーションハンドブックを読んで、運航の概要を把握しておく。

3. 対価

- 1) 交通費 :ラインサポーター 1人あたり交通費一律 3,000 円を運航可否にかかわらず支給。
- 2) フライト権 :飛行機曳航による 1フライト。2,000ft 離脱、飛行時間 30 分まで。
これを超える場合本人負担とする。(追加飛行時間料金→100 円/分)

4. フライト権

- 1) フライトは会員のフライト終了後、JSC の G103 を使用し日本グライダークラブ教官が同乗する。
- 2) ライセンス保持者の場合は当人の機長時間として記録してよい。練習生の場合は教官が個人ログにサインする。但し、板倉での操縦練習にかかわる航空法第 92 条の申請は各大学側で行うこと。
- 3) フライトが出来なかった場合、また当日は保留する場合、フライト権は留保され、後日使用可。

4)フライト権を合宿時などに使用することは可とするが、日本グライダークラブ所有以外の機体を使用する場合、機体の搭乗料は本人負担とする。

5. 禁止事項

1)土手越え時の牽引車の運転、お昼の弁当のピックアップ(熟練並びにクラブ車の保険の関係上)

2)ハンガーへ一時戻る時に車の使用は可だが、土手上・土手際の道路を横切る時は必ず一時停止する。

6. その他

1)当日の天気予報が悪い場合は、前日に運航担当理事から参加者へ運航キャンセルを通知する。

2)前日に決定出来ない場合もあるので、当日の自己判断で参加しなくても良い(連絡の必要はない)。

参加したにも拘らず、運航キャンセルとなった場合、交通費は支払われるが、フライト権は付与されない。

3)ラインサポーター後はロコミや、ブログ、twitter、Facebook 等 SNS も用いて、ラインサポーターの効果を周囲に広めることとする。(ハッシュタグ #板倉滑空場)

4)フライト権の有効期限は原則参加後1年以内とする。

5)同一人物の参加は原則として月1回とする。